

令和 6 年度 福島支部保険料率について

ご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和 6 年度福島支部健康保険料率についてご審議いただき、ご意見をお願いします。
- (当日配布資料) 令和 6 年度都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見について、ご意見をお願いします。

I .協会けんぽの収支見込み、及び令和6年度 都道府県別保険料率について（医療分）

令和6年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和6年度は、令和4年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%、4月納付（3月賦課）分の保険料から新たな保険料率に変更

令和4年度 福島支部のインセンティブ制度の結果について

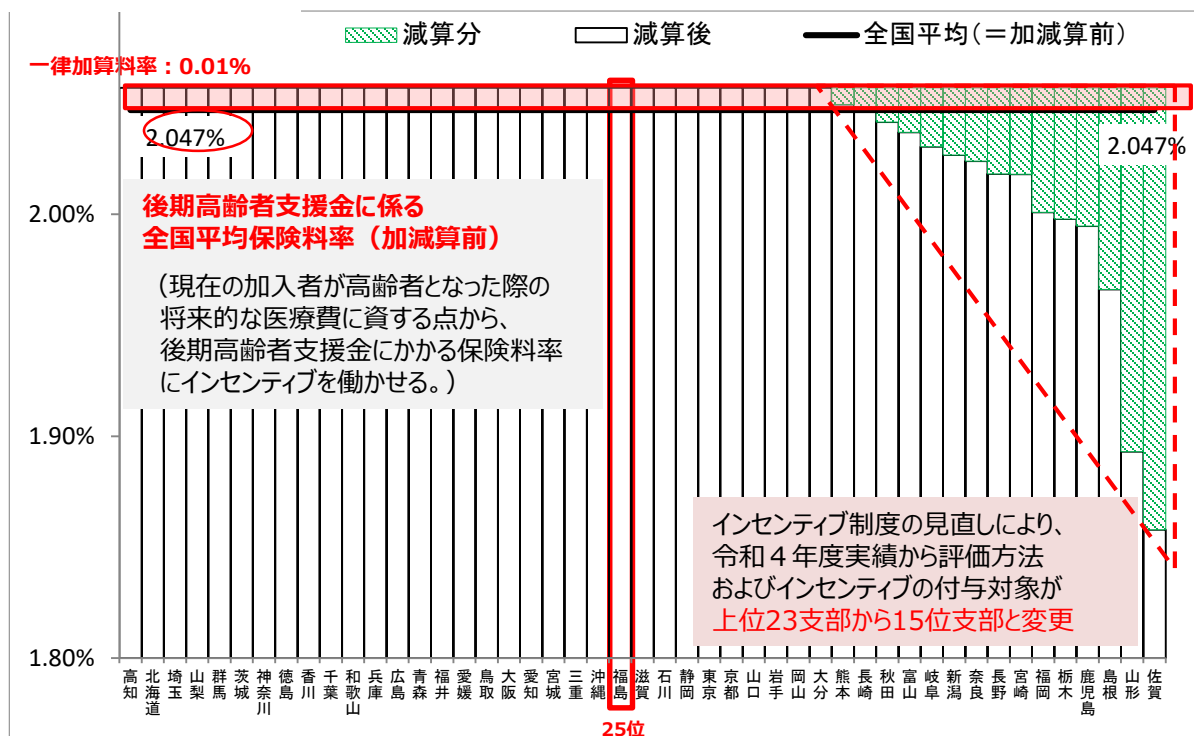
【インセンティブ制度とは・・・】

将来的な医療費の伸びの抑制につながる5つの指標で、47支部ごとに事業主・加入者の取り組みを評価し、上位15支部にはインセンティブ（報奨金）を付与し、翌々年度の都道府県保険料率に反映させる制度。

必要な拠出金として、各支部に0.01%上乗せして徴収し、成績に応じて拠出金を分配。

評価指標	順位
【指標1】特定健診等受診率	37位
【指標2】特定保健指導実施率	14位
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	27位
【指標4】要治療者の医療機関受診率	24位
【指標5】後発医薬品使用割合	17位
総合	25位

→インセンティブ制度における福島支部の令和4年度評価は、総合25位のため、インセンティブ（報奨金）付与対象外。



令和6年度 福島支部 健康保険料率

令和5年度

9.53%

※インセンティブ反映前9.55%から、インセンティブにより
0.019%減算され、最終決定した料率は9.53%

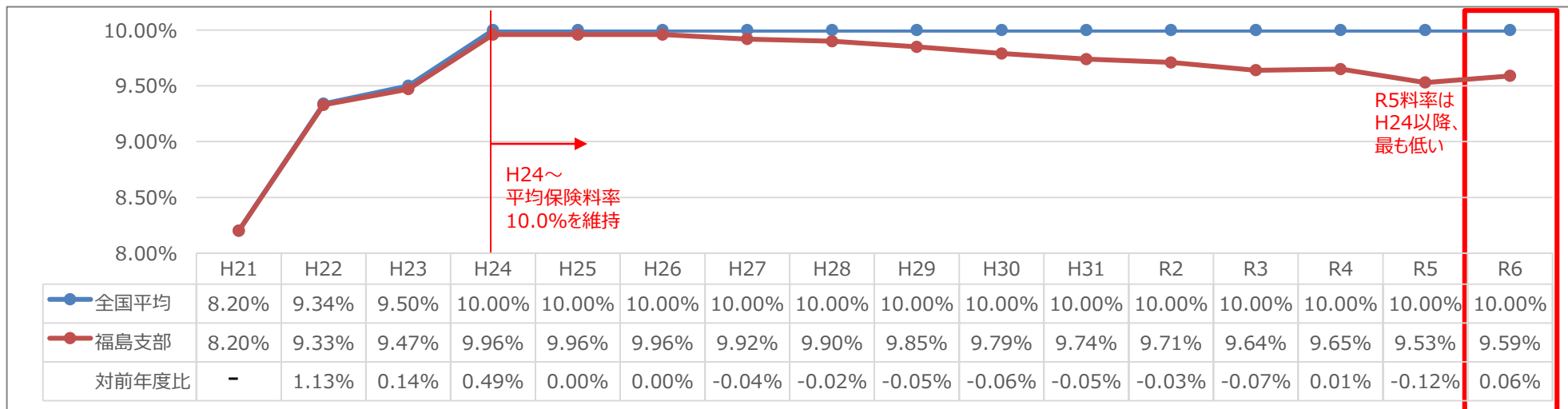
+0.06%

令和6年度

9.59%

※インセンティブ反映前9.58%から、インセンティブ制度により
0.01%加算され、最終決定した料率は9.59%

【福島支部の健康保険料率の推移】



R5料率は
H24以降、
最も低い

H24~
平均保険料率
10.0%を維持

R6保険料率は0.06%引き上げとなるが、
H24以降、2番目に低い保険料率となっている。

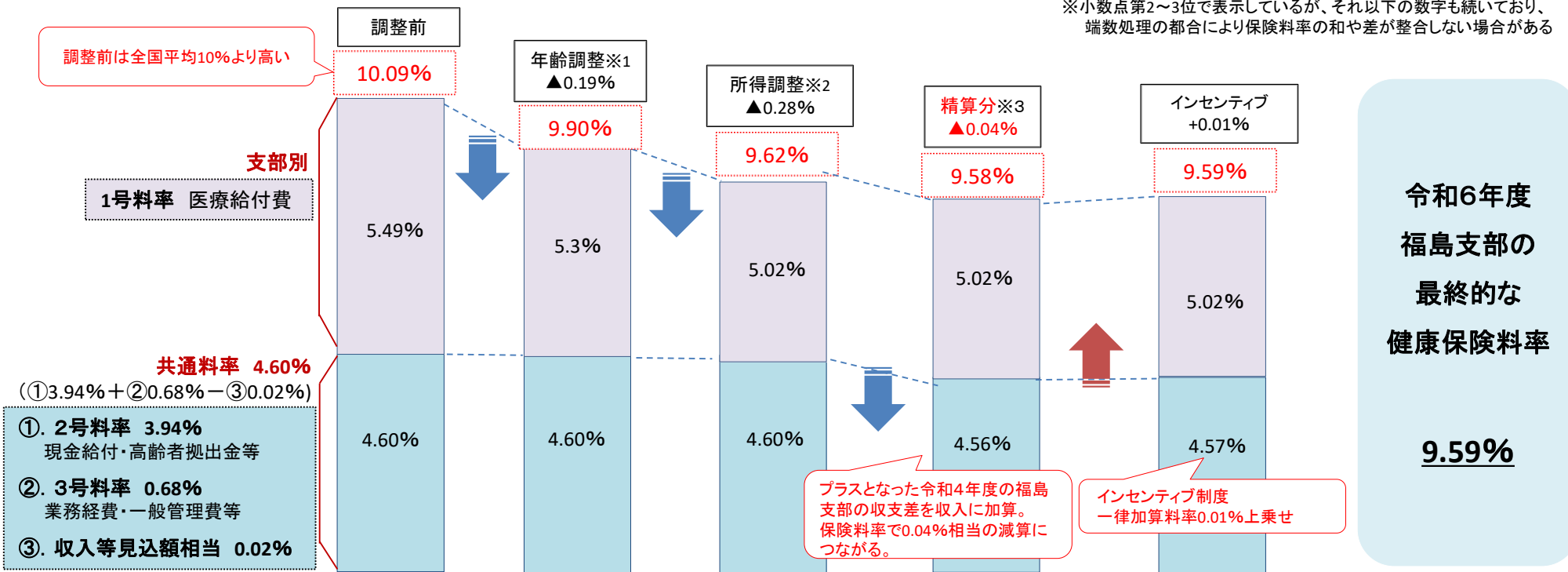
【令和6年度 保険料負担への影響】

※標準報酬月額300,000円のケース
(被保険者1人当たり、労使折半後)

■ 月額 90円の負担増 (14,295円 → 14,385円)
■ 年額 1,080円の負担増 (90円×12月)

令和6年度 福島支部 保険料率のイメージ

※小数点第2～3位で表示しているが、それ以下の数字も続いており、端数処理の都合により保険料率の和や差が整合しない場合がある



地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、そのまま医療費を都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成が高い支部ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準が低い支部では、同じ医療費でも保険料率が高くなる。そのため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては地域の年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いによる財政力の差を調整することになっている。

- ※1 年齢調整
年齢構成を全国(協会の平均)とした場合の医療費の差を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は年齢構成が全国より高いため、保険料率が下がる
- ※2 所得調整
所得水準を全国(協会の平均)とした場合の保険料収入の差を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は所得水準が全国より低いため、保険料率が下がる
- ※3 精算
健康保険料率は2年前の実績を基に見込額を算定し、2年後に精算することになっている。
令和4年度健康保険料率は令和2年度の医療費や総報酬額の実績をもとに収支を見込んで算定し、収支差(見込みとの乖離)を令和6年度に精算する。
→福島支部の令和4年度の収支差はプラスとなったため、収入に加算され、料率が下がる。

令和6年度 福島支部 保険料率について

	令和6年度		令和5年度
	全国	福島支部	福島支部
第1号保険料率 <small>支部別</small>	5.40%	5.02%	4.97%
<small>後述</small> 調整前所要保険料率	5.40%	5.49%	5.42%
年齢調整	—	▲0.19%	▲0.18%
所得調整	—	▲0.28%	▲0.27%
第2・3号保険料率等	4.60%	4.57%	4.56%
共通料率 <small>全国一律</small>	4.60%	4.60%	4.64%
インセンティブ制度による加算・減算 <small>支部別</small>	—	+0.01%	▲0.019%
精算分 <small>支部別</small>	—	▲0.04%	▲0.068%
保険料率（1号料率+2・3号料率等）	10.00%	9.59%	9.53%

※各保険料率は端数処理のため、保険料率の和や差と整合しない場合がある。

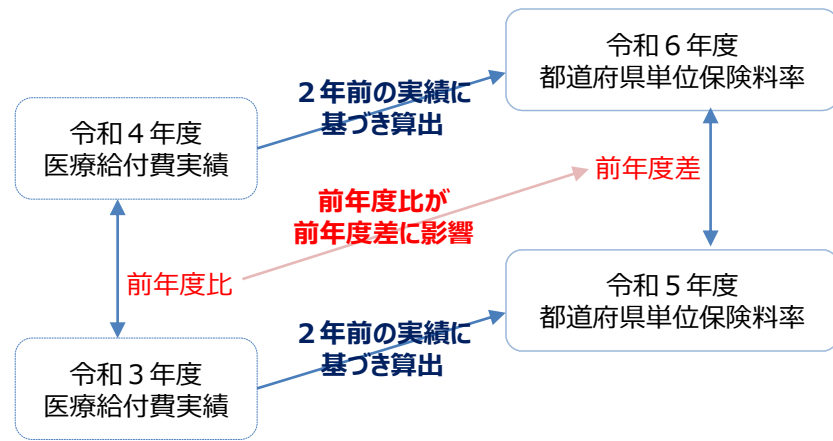
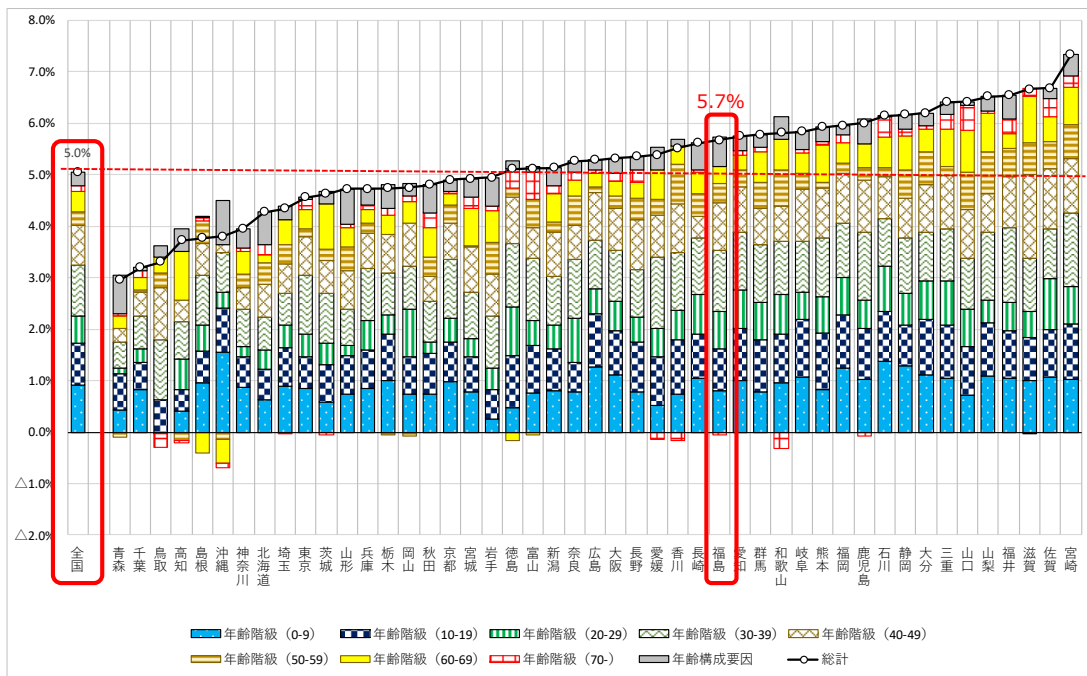
【健康保険料率引き上げにつながった要因】

- 被保険者数が減少している一方で、令和4年度実績データを基に見込んだ令和6年度の福島支部の医療給付費は、令和5年度を上回り、この医療給付費にかかる調整前所要保険料率（令和5年度 5.42%→令和6年度 5.49%）が上昇していること

【都道府県単位保険料率算定時の基礎データ】

福島支部	令和5年度	令和6年度	備考（算出方法）
医療給付費（見込み）	83,900百万円	86,140百万円	2年前の実績データを集計したことから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額を控除の上、見込みの比率を乗じて算出

【医療費の動向】 加入者一人当たり医療費の対前年同期比（令和4年度）



令和4年度の福島支部の一人当たり医療費の対前年同期比は5.7%と、5.0%だった全国平均以上の伸び率であり、保険料率の上昇に影響している。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00% R6年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率：9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

● 収入の状況：令和5年度から1,359億円の減少となる見込み

➢ 一律に「加入者数」によって決定されていた前期高齢者納付金に、令和6年度から部分的（1/3）に「報酬水準に応じた調整」の導入に伴い、国庫補助が減少。

● 支出の状況：令和5年度から516億円の減少となる見込み

➢ 上記、前期高齢者納付金に1/3総報酬割が導入されることにより、健保組合より報酬水準が低い協会けんぽでは納付金が減少。

（ただし、総報酬割の導入による影響は、国庫補助の減少額が納付金の減少額を上回るため、トータルでは協会けんぽの負担は230億円増となる）

➢ 「その他」ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、リース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による事務費が増加。

【参考】

令和6年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
※平均 10.00	1

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

20

26

福島支部の健康保険料率は、
全国5番目の低さとなっています。

令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化
(暫定版)

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

24

22

※「+」は令和6年度保険料率が令和5年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

Ⅱ.令和6年度介護保険料率について

令和6年度 介護保険料率

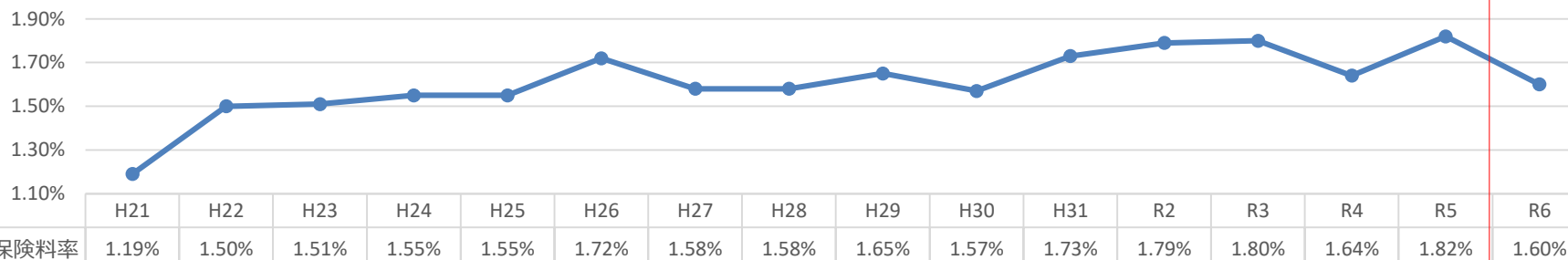
令和5年度

1.82%

▲0.22%

令和6年度

1.60%



※全国一律

各年度の介護保険料率については、単年度で収支が均衡するよう下記の計算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

【令和6年度 介護保険料負担への影響】

※標準報酬月額300,000円のケース
(被保険者1人当たり、労使折半後)

- 月額 330円の負担減 (2,730円 → 2,400円)
- 年額 3,960円の負担減 (330円×12月)

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	備考
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	納付金対前年度比 ⇒ ▲98
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度末に見込まれる剰余分（508億円）も含めて、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算定した結果、令和6年度の介護保険料率は1.60%となった。

令和5年度の1.82%から引き下がる最大の要因は、前々年度（令和4年度）納付分の精算による戻り額が多額だったことである。協会けんぽへの返還額1,837億円の影響により、令和6年度の介護納付金は令和5年度との比較では98億円減となる。

【参考】

※標準報酬月額30万円の場合（月額：労使折半後）

- 介護保険に該当しない方（～39歳）
- 介護保険第一号被保険者（65歳～）

	令和5年度	令和6年度	差
健康保険料率	9.53%	9.59%	0.06%
健康保険料額	14,295円	14,385円	90円

- 介護保険第二号被保険者（40～64歳）

	令和5年度	令和6年度	差
健康保険+介護保険料率	11.35%	11.19%	▲0.16%
（内訳）健康保険料率	9.53%	9.59%	0.06%
介護保険料率	1.82%	1.60%	▲0.22%
健康保険+介護保険料額	17,025円	16,785円	▲240円
（内訳）健康保険料額	14,295円	14,385円	90円
介護保険料額	2,730円	2,400円	▲330円

福島支部の健康保険料率は引き上げですが、健康保険料率の上がり幅以上に、介護保険料率の下がり幅が大きいので、介護保険第二号に該当する方（40～64歳）が負担する保険料額は引き下げとなります。

【参考】保険料率変更にかかる今後のスケジュール（予定）

- 1月16日（火） 評議会の開催（都道府県単位保険料率の変更についてご意見をいただく）
- 18日（木） 支部長から理事長へ意見の申出（提出する意見書へ評議会の意見を添える）
- 29日（月） 運営委員会（都道府県保険料率の決定）
→料率変更について厚生労働大臣への認可申請

健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 **支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。